

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、埼玉県屋内 50m 水泳場整備運営事業に係る事業契約の内容を公表する。

令和 6 年 3 月 27 日

埼玉県知事 大野 元裕

1 公共施設等の名称及び立地

- (1) 名称：埼玉県屋内 50m水泳場（以下「本施設」という。）
- (2) 立地：埼玉県川口市大字道合及び大字神戸地内

2 選定事業者の商号又は名称

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目 7 5 番地 1
さきたまプール PFI サービス株式会社
代表取締役 江原 雅夫

3 公共施設等の整備等の内容

(1) 事業範囲

ア 本施設の整備（設計、建設）業務

(イ) 設計業務

- a 基本業務
- b 設計業務

(ロ) 建設業務及び工事監理業務

- a 基本業務
- b 建設工事（造成、外構整備等を含む。）
- c 工事監理業務
- d 器具・備品等調達設置業務
- e 本施設の引渡し及び所有権移転に係る業務

(ハ) 開業準備業務

- a 基本業務
- b 事前広報、利用者受付業務
- c 開館式典及び内覧会等実施業務
- d 開業準備期間中の本施設の運営・維持管理準備業務
- e プール公認取得業務

イ 運営・維持管理業務

(ア) 運営業務

- a 基本業務
- b 大会開催等支援業務
- c スポーツ教室等実施業務
- d トレーニング指導実施支援業務
- e 競技力向上事業実施支援業務
- f 利用者受付業務
- g プールの監視・水質等衛生管理業務

- h 広報・情報発信業務
- i プール公認更新業務
- j 駐車場・駐輪場運営業務
- k 周辺機関、関係団体等連携業務
- l 物販コーナー等運営業務
- m 自由提案事業
- (イ) 維持管理業務
 - a 基本業務
 - b 建築物保守管理業務
 - c 建築設備保守管理業務
 - d 器具・備品等保守管理業務
 - e 外構等保守管理業務
 - f 清掃業務
 - g 警備業務
 - h 修繕・更新業務
 - i 植栽管理業務
 - j 環境衛生管理業務

4 契約期間

令和 6 年 3 月 27 日から令和 24 年 3 月 31 日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

《埼玉県屋内 50m水泳場整備運営事業 事業契約書（抄）》

第 103 条 （事業者の債務不履行による契約解除）

県は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対する通知によりこの契約を解除することができる。

- (1) 事業者が本業務の全部又は一部の実施を放棄し、3 日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 事業者の取締役会において、事業者に係る破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律

第 86 号) 第 511 条の規定による特別清算開始の申立てその他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（事業者の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされたとき。

- (3) 事業者、構成員又は協力企業が、本事業又は本事業に係る入札手続に関して、重大な法令の違反（基本協定書第 8 条に規定するもの。）をしたとき。
- (4) 事業者がこの契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある法令の違反をしたとき。
- (5) 事業者又は構成員が基本協定書の規定に反したとき。
- (6) 事業者が、業務報告書に重大な虚偽の記載を行ったとき。
- (7) 第 1 2 9 条の秘密保持義務又は第 1 3 0 条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。
- (8) 別紙 3 の 3. (2) ア (サ) で定める場合。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、事業者がこの契約に違反し、この契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 県は、事業者又は事業者の経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 事業者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（第 6 号に該当する場合を除く。）に、県が事業者に対して当該再委託契約等の解除を求め、事業予定者がこれに従わなかったとき。

第 1 0 4 条 （本施設の引渡し前の契約解除）

本施設の引渡し前に、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号の事実が発生した場合には、県は、事業者に対する通知によりこの契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、建設業務計画書等に規定する着工予定日を過ぎても工事を開始せず、県が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、事業者から合理的説明がなされないとき。

2 本施設の引渡し前に前項又は第103条の規定によりこの契約が解除された場合の本施設又はその出来高部分の帰属その他解除に伴う県からの支払等については、第113条の規定に従う。

第105条 (本施設引渡し後の契約解除)

本施設の引渡し後、事業者の責めに帰すべき事由により、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、県は、事業者に対し、相当の期間を定めてこれを改善すべき旨を通知する。この場合において、相当の期間内に改善がなされないときは、事業者に通知し、この契約を解除することができる。

- (1) 事業者が、開業準備業務計画書で供用開始日前に実施すると定める開業準備業務を実施しないとき。
- (2) 事業者が、連続して30日以上又は1年間に60日以上にわたり、この契約等の内容に従った運営・維持管理業務その他運営・維持管理期間中の業務を行わないとき。
- (3) この契約の履行が著しく困難となったとき。

2 本施設の引渡し後、第103条又は前項の規定によりこの契約が解除された場合の本施設の帰属その他解除に伴う県からの支払等については、第114条の規定に従う。

第106条 (指定管理者の指定が困難なことによる契約解除)

第59条第3項の協議を行ったにもかかわらず、開業準備業務開始前までにこの契約の変更を含む対応方策について協議が整わない場合、県は、事業者に対する通知によりこの契約を解除する。

2 前項の場合の本施設又はその出来高部分の帰属その他解除に伴う県からの支払等については、第112条又は第113条の規定に従う。

3 第1項に基づきこの契約が解除された事由が事業者の債務不履行に起因するものではない場合、県は、解除により事業者が生じた損害を賠償しなければならない。

第107条 (県の債務不履行による契約解除)

県が、この契約等に従って支払うべきサービス購入料の支払を遅延し、事業者から催告を受けた日から60日を経過しても当該支払義務を履行しない場合又は重要な義務違反に

より本事業の実施が困難となり、事業者が催告した日から 60 日以内に是正しない場合には、事業者は県に対する通知によりこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合の本施設又はその出来高部分の帰属その他解除に伴う県からの支払等については、第 1 1 2 条、第 1 1 3 条又は第 1 1 4 条の規定に従う。

第 1 0 8 条 (法令等の変更による契約の解除)

第 1 1 6 条第 4 項の協議を行ったにもかかわらず、法令等の変更により、県による本事業の継続が困難となった場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要する場合には、県は、事業者に対する通知によりこの契約を解除することができる。

2 前項の場合の本施設又はその出来高部分の帰属その他解除に伴う県からの支払等については、第 1 1 2 条、第 1 1 3 条又は第 1 1 4 条の規定に従う。

第 1 0 9 条 (不可抗力等による契約の解除)

第 1 1 8 条第 4 項の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力等による事由が発生した日から 90 日以内にこの契約の変更等について合意が得られない場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する事態に陥った場合には、県は、同条第 2 項の規定にかかわらず、事業者に対する通知によりこの契約を解除することができる。

(1) 事業者による本業務の継続が不能又は著しく困難なとき。

(2) 事業者が本業務を継続するために、県が過分の費用を負担するとき。

2 前項の場合の本施設又はその出来高部分の帰属その他解除に伴う県からの支払等については、第 1 1 2 条、第 1 1 3 条又は第 1 1 4 条の規定に従う。

第 1 1 0 条 (県の任意による解除)

県は、本事業を継続する必要がなくなった場合その他県が必要と認める場合には、6 か月以上前に事業者はその理由を書面にて通知することにより、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合の本施設又はその出来高部分の帰属その他解除に伴う県からの支払等については、第 1 1 2 条、第 1 1 3 条又は第 1 1 4 条の規定に従う。

第 1 1 1 条 (契約解除の効力発生)

第 1 0 3 条から第 1 1 0 条の規定によりこの契約が解除された場合において指定管理者の指定が取り消されていないときは、指定管理者の指定が取り消されたときに解除の効力が生じるものとする。

第112条 （事業終了に際しての処置）

事業者は、本施設の引渡し前にこの契約が解除により終了した場合において、本事業敷地又は本施設内に事業者又は事業者から本業務の全部若しくは一部の委託を受けた者が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。この場合において、事業者は、県の処置に異議を申し出ることができず、また、県が処置に要した費用を負担する。

3 事業者は、運営・維持管理期間が終了した場合又は開業準備期間若しくは運営・維持管理期間中にこの契約の全部若しくは一部が解除により終了した場合において、当該解除の対象となった業務について、本施設内に事業者又は構成員若しくは協力企業が所有又は管理する機器類、什器備品その他の物件があるときは、当該物件の処置につき、県の指示に従わなければならない。なお、事業者がリースにより調達した機器類、什器備品その他の物件（自由提案事業に係るものを除く。）については、運営・維持管理期間が終了した場合は、無償で県に譲渡するものとし、開業準備期間又は運営・維持管理期間中にこの契約の全部又は一部が解除により終了した場合は、県が事業者と協議の上、その取扱いを定めるものとする。

4 第3項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。この場合において、事業者は、県の処置に異議を申し出ることができず、また、県が処置に要した費用を負担する。

5 事業者は、この契約の全部又は一部が終了した場合において、直ちに、県に対し、当該解除の対象となった業務を運営するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。

第113条 （本施設の引渡し前の解除に伴う支払い）

県は、本施設の引渡し前にこの契約が解除された場合で、本施設の出来高部分が存在するときは、検査の上、検査に合格した出来高に相当する金額のサービス購入料を支払い、その所有権を取得するものとする。

2 開業準備業務の履行済みの部分があるときは、事業者が履行済みの部分について県の検査を受けるものとし、県が検査に合格した部分の出来高を定める。

3 県は、第1項のサービス購入料を、別紙2の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うことができる。開業準備業務の出来高に相当するサービス購入料Bについては、県は、事業者の請求に基づき支払う。

4 県は、第1項のサービス購入料を一括払いにより支払う場合には、県が検査の結果を事業者へ通知した後、事業者の請求により、当該請求に係る支払請求書の提出があった日から起算して30日以内に支払う。この契約の解除から県の支払までの期間の金利は付さない。

5 県は、第1項のサービス購入料を別紙2の支払方法と同様の方法による分割払いで支払うときは、事業者と協議の上、次の各号に掲げる利率を超えない金利を付すものとする。

- (1) この契約が第103条又は第104条により解除されたときは、事業者の施設整備業務に係る当初借入として県が認めるもの（事業者の株主による劣後融資を除く。）に付された金利（当該当初借入れの金利が借入れ当初の条件に従って見直されたときは見直し後の金利）と同等の利率
- (2) この契約が第107条、第108条、第109条又は第110条により解除されたときは、別紙2のサービス購入料A-2の割賦金利の計算に用いるのと同等の利率

第114条 （本施設の引渡し後の解除に伴う支払い）

県は、本施設の引渡し後にこの契約が解除されたときは、本施設の所有権を引き続き保有するとともに、事業者に対し、未払のサービス購入料A-1及びA-2を、別紙2の支払方法と同様の方法による分割払い又は一括払いにより支払うものとする。

2 県は、未払のサービス購入料A-1及びA-2を一括で支払う場合、事業者の請求により、当該請求に係る支払請求書の提出があった日から起算して30日以内に支払うものとし、解除の日から支払日までの金利は付さない。

3 未払のサービス購入料A-1及びA-2を別紙2の支払方法と同様の方法による分割払いで支払うときは、県は、事業者と協議の上、次の各号に掲げる利率を超えない金利を付すものとする。

- (1) この契約が第103条又は第105条により解除されたときは、事業者の施設整備業務に係る当初借入として県が認めるもの（事業者の株主による劣後融資を除く。）に付された金利（当該当初借入れの金利が借入れ当初の条件に従って見直されたときは見直し後の金利）と同等の利率
- (2) この契約が第107条、第108条、第109条又は第110条により解除されたときは、別紙2のサービス購入料A-2の割賦金利の計算に用いるのと同等の利率

4 前項の規定に加え、県は、本施設の引渡し後、第103条又は第105条によりこの契約が解除された時点までに履行された運営・維持管理業務のうち、対応するサービス購入料が支払われていない期間のサービス購入料Cを事業者に対して支払う。

5 県は、第1項に規定される解除の場合において、事業者の本業務実施の結果がこの契約等の内容を満たしているかを判断するため検査を行う。県は、検査の結果、本施設がこの契約等の内容を満たしていない場合には、事業者に対し、本施設の修繕又は設備等の更新を求めることができるものとし、県から当該求めがあった場合事業者は、速やかに本施設を修繕し、設備等を更新しなければならない。この場合において、当該修繕又は設備の更新等に係る費用は、事業者が負担する。ただし、この契約等に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるものについては県が負担し、法令等の変更起因して必要となる修繕又は更新に係る費用については第117条に従い、不可効力等起因して必要となる修繕又は更新に係る費用は第119条に従い、それぞれ事業者及び県が負担する。

6 事業者は、第1項に規定される解除の場合において、県又は県の指定する者に対する運営・維持管理業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行うものとする。この場合において、当該協力に係る費用は、事業者が負担する。

第115条 (損害賠償、違約金等)

この契約が第103条、第104条又は第105条により解除されたときは、事業者は、県の請求により、次の金額の違約金を速やかに県に支払わなければならない。ただし、構成員若しくは協力企業が基本協定書第8条第1項各号に該当して同協定書同条同項の違約金の請求を受けた場合において、当該違約金の請求の原因となった事実関係と同一の事実関係によりこの契約が解除されたときは、県は次の違約金の請求をしないものとする。

- (1) この契約が第48条第1項に基づく本施設の引渡しの前に解除されたときは、サービス購入料A（割賦手数料を除く）の100分の10に相当する金額
- (2) この契約が第48条第1項に基づく本施設の引渡し後に解除されたときは、当該解除が生じた年度のサービス購入料Cの合計額（開業準備期間中に解除された場合は、運営・維持管理期間の初年度におけるサービス購入料Cの合計額）の100分の10に相当する額

2 前項に定めるこの契約の解除の場合、事業者は、解除により県に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、事業者が前項の違約金を県に支払ったときは、解除により県に生じた損害のうち支払い済みの違約金の全額を超える部分を支払えば足りるものとする。

3 県は、第11条による契約保証金を第1項の違約金に充当する。

4 県は、第1項の違約金又は第2項の損害賠償が支払われないときは、前2条の規定により県が事業者を支払うべき金額と対当額で相殺できるものとする。

5 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第103条第1項第2号に該当するものとみなし、前各項の規定を適用する。

- (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人
- (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
- (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

6 第107条又は第110条によりこの契約が解除されたときは、県は、解除により事業者が生じた損害を賠償しなければならない。

7 第108条又は第109条によりこの契約が解除されたときは、それぞれ第117条又は第119条の規定に従い、解除により生じた増加費用及び損害を事業者及び県が負担する。

第116条 (法令等の変更)

事業者は、法令等の変更により、この契約等に従った業務の遂行が出来なくなったとき又はそのおそれがあると認めるときには、その内容の詳細及び理由を直ちに県に対して通知しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による履行不能状況が継続する期間中、この契約等に基づく履行期間における義務が法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期間のうち当該法令等に違反する期間における履行義務を免れる。ただし、事業者は、法令等の変更により県に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 県は、運営・維持管理期間開始後、前項の規定により履行義務を免れた期間に対応するサービス購入料の支払いにおいて、事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4 県は、事業者から第1項の通知を受領した場合には、速やかに事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から90日以内にこの契約の変更（供用開始日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、県は、法令等の変更への対応方法（供用開始日の変更を含む。）を事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第117条 (法令等の変更による費用・損害の取扱い)

法令等の変更により、事業者の本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には県が負担し、それ以外の場合には事業者が負担する。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害並びに自由提案事業の実施に係る損害及び増加費用については、次の各号にかかわらず、事業者が全て負担する。

- (1) 本事業に直接関係する法令等（税制度を除く。）の新設及び変更
- (2) 税制度の改正のうち本事業に直接関係する法令等に基づく税制度の変更
- (3) サービス購入料の支払に係る消費税法及び地方消費税の税率並びに課税対象の変更

2 法令等の変更により、本事業の実施について事業者の負担する費用が減少した場合には、前項の各号のいずれかに該当する場合には当該減少額に応じてサービス購入料の減額を行い、それ以外の場合にはサービス購入料の減額を行わない。

第 1 1 8 条 （不可抗力等）

事業者は、不可抗力等の発生により、この契約等に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに県に通知しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による履行不能状況が継続する期間中、この契約等に基づく履行期間における履行義務を免れる。ただし、事業者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力等により県に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 県は、運営・維持管理期間開始後、前項の規定により履行義務を免れた期間に対応するサービス購入料の支払において、事業者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4 県は、事業者から第 1 項の通知を受領した場合には、速やかに事業者と協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力等が発生した日から 90 日以内にこの契約の変更（供用開始日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、県は、県が合理的と認める不可抗力等の対応方法（供用開始日の変更を含む。）を事業者に通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第 1 1 9 条 （不可抗力等による増加費用・損害の扱い）

不可抗力等により、事業者の本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生する場合には、次のとおりとする。

- (1) この契約の成立から第 4 8 条の引渡しまでの期間中に不可抗力等が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、サービス購入料 A（割賦手数料を除く）の合計額の 100 分の 1 に相当する額に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、事業者又はその他の被保険者が不可抗力等により別紙 4 に規定する保険の保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除するものとする。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者が全て負担する。
- (2) 第 4 8 条の引渡し後に不可抗力等が生じた場合には、事業者が生じた本事業の実施に係る合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力等が発生した年度

中の累計で、当該不可抗力等が発生した年度の前年度のサービス購入料Cの合計（開業準備期間中の場合は運営・維持管理初年度のサービス購入料Cの合計）の100分の1に相当する額に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については県が負担する。ただし、事業者又はその他の被保険者が不可抗力等により別紙4に規定する保険の保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除するものとする。なお、事業者の逸失利益に係る増加費用及び損害については、事業者が全て負担する。

(3) 前2号にかかわらず、自由提案事業の実施に係る損害及び増加費用は、全て事業者が負担する。

2 前項に定める増加費用及び損害のうち、次の各号に掲げる損害については、それぞれ当該各号に定めるところにより、損害の額を算定するものとする。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応するサービス購入料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応するサービス購入料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物、建設機械器具又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物、建設機械器具又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、本業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における本施設又はその出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

(4) 試験等に供される業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応するサービス購入料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

6 契約金額

21,045,136,151円（うち消費税及び地方消費税1,900,041,874円）

7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

《埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業 事業契約書（抄）》

第101条 （契約期間）

契約期間は、この契約の成立の日から令和 24 年 3 月 31 日とする。ただし、この契約終了後においても、この契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、この契約の規定の効力は存続する。

第 102 条 （運営・維持管理業務の承継）

県及び事業者は、運営・維持管理期間の終了に際して、県又は県の指定する者に対する運営・維持管理業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、運営・維持管理期間満了の概ね 3 年前から協議を開始する。

2 事業者は、県又は県の指定する者が運営・維持管理期間終了後において運営・維持管理業務を引き続き行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、運営・維持管理期間満了の 9 か月前から当該業務に関する必要な事項を説明するとともに、事業者が用いたマニュアル等その他の資料を提供するほか、運営・維持管理業務の承継に必要な引継マニュアルを運営・維持管理期間満了の 6 か前までに整備し、県に引き渡す。

3 前項に規定する手続において、県の責めに帰すべき事由により、事業者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合には、県は、当該増加費用及び損害を負担する。